

1. 件名：福島第一原子力発電所における淡水化装置信頼性向上工事に係る面談
2. 日時：令和3年1月19日（火）14時00分～14時50分
3. 場所：原子力規制庁18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

宇野課長補佐

知見主任安全審査官（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所

汚染水対策プログラム部 滞留水処理プロジェクトグループ 担当5名

（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社より、淡水化装置信頼性向上工事の検査対象範囲について、資料に基づき説明があった。
 - 実施計画Ⅱ2.5 添付資料-15に記載の「追設する関連機器」が今回の使用前検査の対象と考えている。
 - 実施計画に記載されている「33.5m盤SPT受入水移送ポンプ出口分岐から増設R0濃縮水受タンク入口まで」の配管のうち、一部の鋼管・ポリエチレン管は、平成25年の実施計画初回認可前に設計に着手した機器を流用するものであり、実施計画Ⅱ2.5.1.7.1(1)aに記載の通り、設計・製作・検査及び適切な保全を実施し、既に使用実績もあることから、今回の検査（使用前検査及び溶接検査）の対象外である。ただし、確認事項（実施計画Ⅱ2.5 添付資料-15 別紙(4)）にその旨を記載していなかったため、必要に応じ、今後記載の適正化等を行う。
 - 設計進捗により、実施計画に記載されている呼び径50A相当のポリエチレン管は敷設しないこととなったため、今後、記載の適正化を行う。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について、以下のコメントを伝えた。
 - 使用前検査を受検するに当たっては、当該申請範囲内か否かを把握した上で、検査対象を明確にするとともに、実施計画の記載との整合性を確認の上、申請すること。

6. 配布資料

淡水化装置信頼性向上工事について